

日本労働総同盟
官業労働組合
日本農民組合

國際労働代表選定手續に關する質問書

國際労働總會に派遣すべき労働代表の選定方法に
關し從來政府の採り來りし態度は明かに國際労働
条約の精神に反し労働團體の權利を不當に蹂躪し
來りしものなるが今回採用せる態度に就ては從來
に比し著しき進歩の跡あるを認む。然も尚吾人の
諒解に苦しむ甚しきからざるは頗る遺憾に堪ふる所なり
第一労働代表並に顧問選出の有資格団体を單
一平等に団体負数の制限のみを以て一千名以上と決
定し其内容(地域的、産業的、其他の實質的條件)
を無視せる理由如何

第二政府の所謂労働団体と定義するに當り單に
目的中に労働條件に關する事項を包含すと認め